

## 新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会の概要

### 1 目的・背景

社会資本整備を推進するための新技術・新工法の実現可能性に向けて調査・研究を行うことにより、県民ニーズを踏まえた、より効率的・効果的な公共土木施設の整備・維持管理の展開を図る。

- 道路・河川等の公共土木施設は、自然的条件や県民ニーズ等の地域の特性に応じて整備・管理される施設である。
- また、公共土木施設の基礎となる技術・工法は、様々な分野で新しいものが研究開発されているが、「実績がない」等の理由により実用化へ踏み切れない場合がある。
- そこで、本調査研究事業により、新技術・新工法について、トータルコストを含め、現場への適用性の検証や鳥取県の地域特性に合致した創意工夫を通じて、実用化を目指す。

### 2 内容

#### (1) 対象テーマ

- 事業実施の段階(計画→設計→実施)において発生した(する)課題に対して、新技術・新工法の導入を含めた総合的な解決策の検討が求められる場合を対象とする。対象は現場(主に総合事務所県土整備局等の執行機関)のニーズと要請に応じて、機動的かつ柔軟に対処する。

#### (2) 外部評価による対象テーマの選定

- 新技術・新工法の導入を検討するにあたり、学識経験者、専門家及び県民等で構成される「第三者委員会」(外部評価)により、新技術・新工法の実現性や有効性等の事前評価を実施する。

#### (3) 具体的検証の実施

- 研究機関等と連携しながら、新技術・新工法の導入可能性について具体的な検証を行う。
- 専門性の高い特殊事例については、テーマごとに専門家による「専門委員会」を設置し、指導、助言を受ける。

#### (4) 事後報告の実施

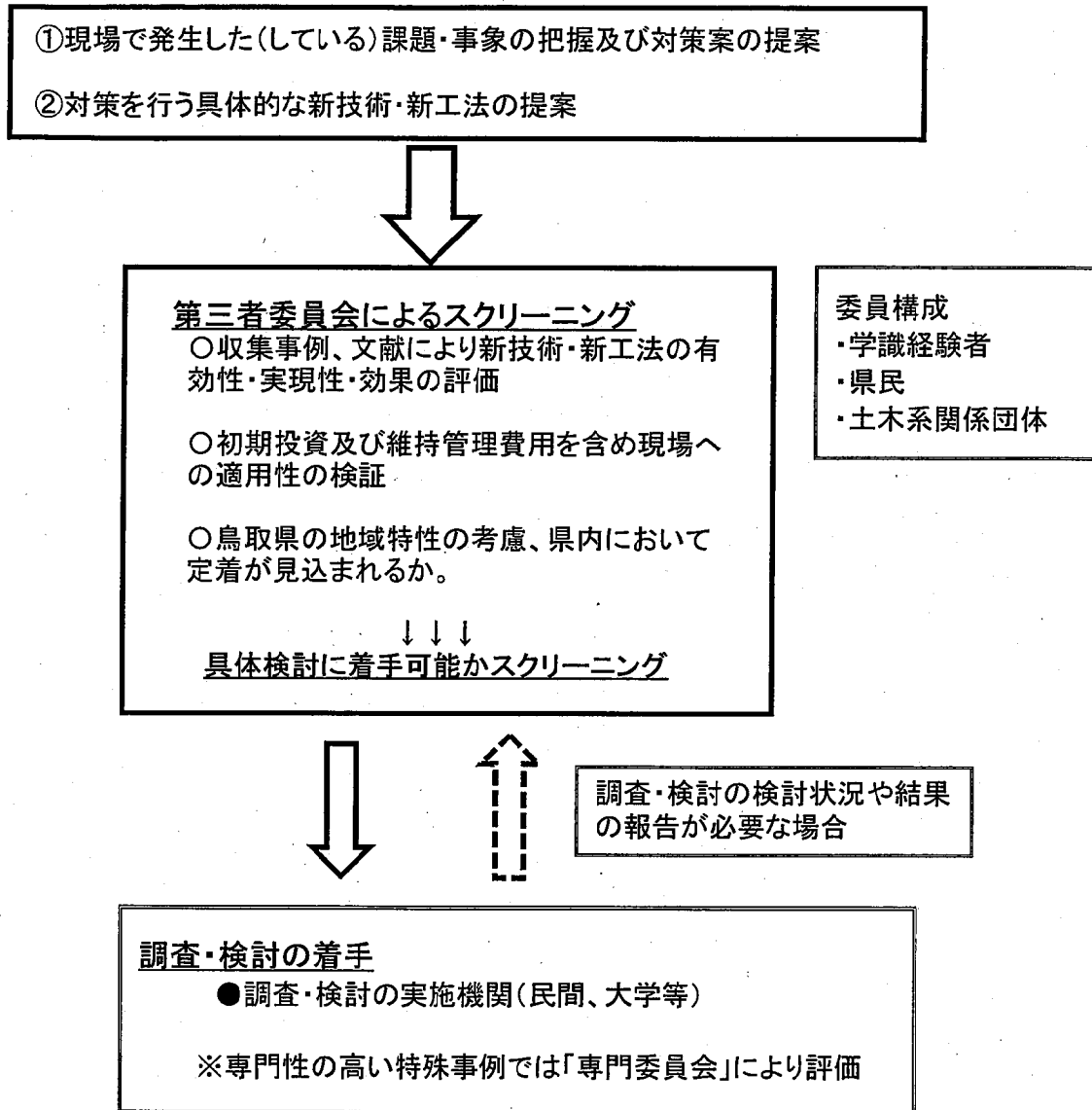
- 具体的な検証の検討状況や結果等について、必要に応じて「第三者委員会」に報告する。

### 3 実施体制

- 新技術・新工法の提案(直営)
- 現地調査・資料収集の実施(直営)
- 外部評価によるスクリーニング(第三者委員会)  
新技術・新工法の実現性・有効性について「第三者委員会」により、スクリーニング。
- 新技術・新工法の実現性、有効性の評価・分析を具体的検討(委託)  
専門性の高い特殊事例については、別途「専門委員会」を設置し、技術的・専門的知見における評価を実施する。

※本事業により「事業化可能」との評価を得たテーマについて、具体事業化を予定。

# 新技術等実現化調査検討事業の流れ



## 新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 県土整備部及び各総合事務所県土整備局（以下「県土整備部等」という。）が社会資本を整備するに当たり、課題・問題点を解決するために選定した新技術や新工法の調査検討事業（以下「調査検討事業」という。）について、多角的・客観的視点から選別を行うことを目的として、新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 公平性、客観性、透明性を確保するため、委員は、県民、学識経験者、土木系関係団体等のうちから、鳥取県県土整備部長（以下「部長」という。）が委嘱する。  
2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第3条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会)

第4条 会長は、部長が依頼する調査検討事業について、調査の必要性、期待される効果、実施方法等が妥当かどうか検討・選別を行うため、委員会を招集する。  
その際、必要に応じて、調査検討事業の検討状況や結果の説明を求めることができる。  
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。  
3 会議の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (審議結果)

第5条 会長は、委員会における審議結果を部長に回答するものとする。

### (公表)

第6条 事務局は、委員会における審議結果について、ホームページで公表するものとする。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、評価に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

### (報償費及び交通費)

第8条 委員への報償費及び交通費は、県が別に定める規定等に基づき支払うものとする。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局は、技術企画課に置く。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

新技術等実現化調査検討事業外部検討委員会 委員名簿

分野	所属等	氏名
土木	鳥取大学大学院工学研究科 教授	まつみ よしはる 松見 吉晴
環境	鳥取環境大学 地域イノベーション研究センター 講師	にいな あつこ 新名 阿津子
産業	公益財団法人鳥取県産業振興機構 知的所有権セン ター西部支部 特許流通コーディネーター	いわた かつみ 岩田 克己
民間	有限会社モリサキ 代表取締役	しみず まさふみ 清水 雅文
民間	ガーデンかしの木 代表	いけもと ももよ 池本 百代
土木設計	鳥取県技術士会	いとう てつ 伊藤 徹
建設業	社団法人鳥取県土木施工管理技士会	つるいし けんじ 鶴石 健治

計7名